

浦添市国土強靱化地域計画

—概要版—

計画の策定主旨、位置づけ

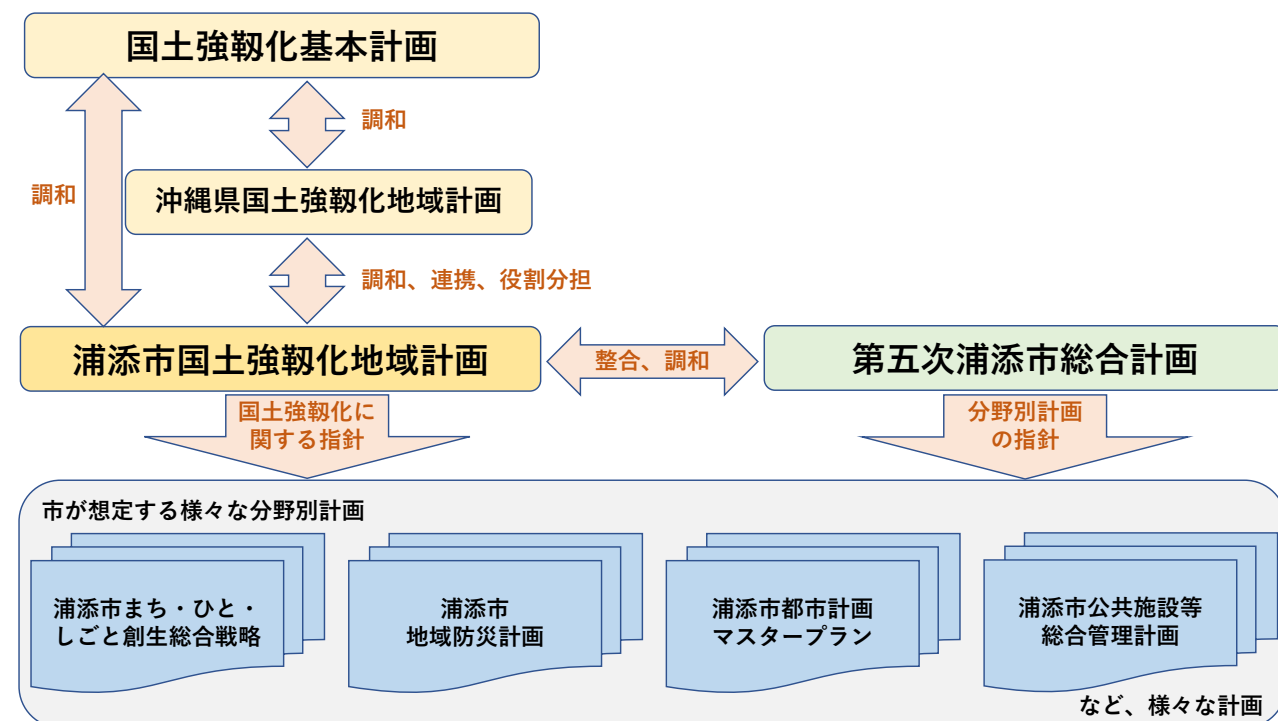
大規模自然災害等の発生に備え、国は、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を推進することとなりました。

沖縄県でも国の動きに合わせて、平成 31 年に「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定（令和 3 年改訂）し、災害に強いしなやかな地域づくりを推進しています。

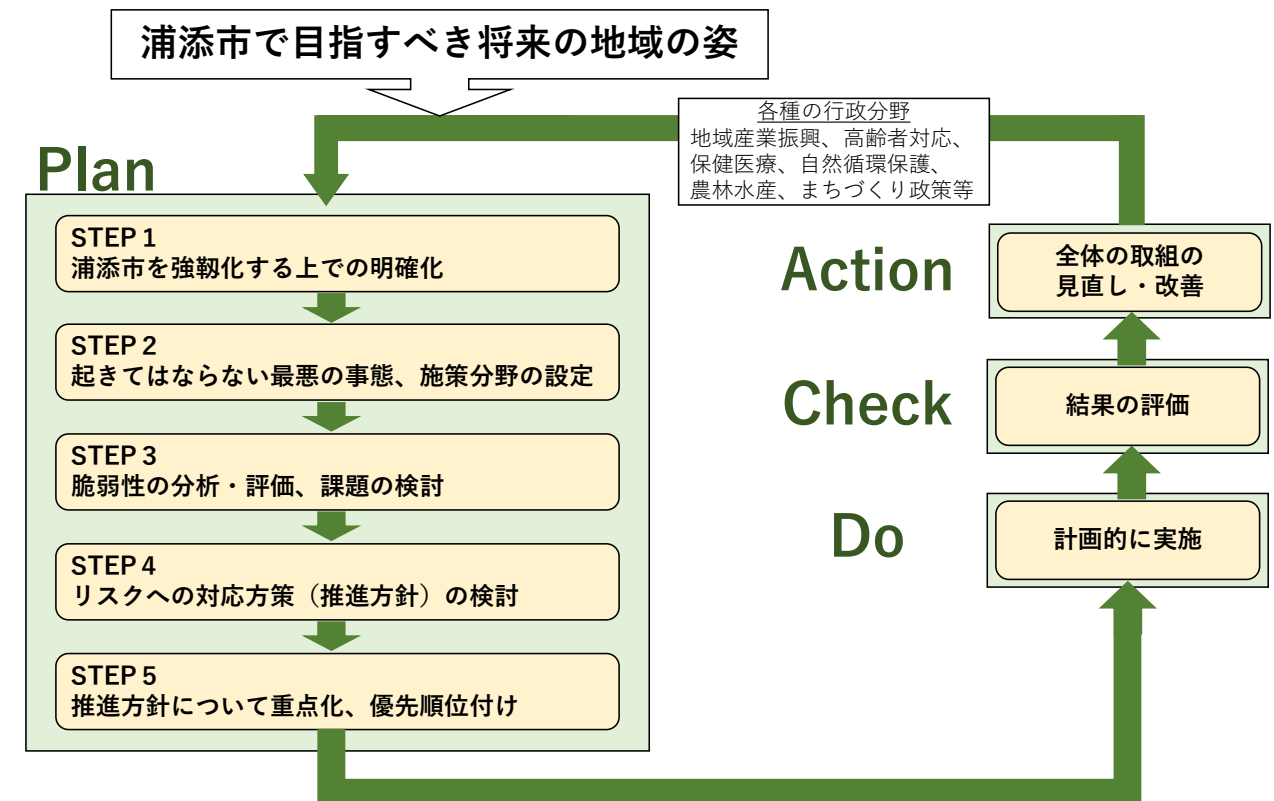
浦添市においても、国や沖縄県の強靱化に関する施策と調和を図りながら、市の強靱化の指針となる「浦添市国土強靱化地域計画」（以下、本計画といいます。）を策定しました。

本計画は、市政の基本方針である、第五次浦添市総合計画との整合を図りながら、浦添市地域防災計画等様々な分野の計画の指針となるよう位置づけます。

なお、本計画が対象とする期間は、令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までの 4 年間とします。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスクやそれへの対策等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直し・修正を行うものとします。



また、浦添市の強靱化を推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。



本市の強靱化の基本的な考え方

●基本目標

浦添市の強靱化を進めるために、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標をふまえ、災害に強い地域づくりに向けた 4 つの基本目標を設定しました。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

●「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

さらに、浦添市の地域特性や想定される災害を考慮しながら、8 つの「事前に備えるべき目標」と 37 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。これをもとに、現在、浦添市が取り組んでいる関連施策をふりかえり、取組状況を精査整理の上、成果や課題を分析・評価しました（脆弱性評価）。その上で、浦添市を強靱化していく上での対応方針、具体的な施策を検討し、取りまとめました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	台風や豪雨に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給停止等による企業の生産力低下等、地域経済活動の停滞
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水揚水施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網等、交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出や、不発弾等の爆発による複合被害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

リスクシナリオに対する取組に関し、相互に依存する関係があるものについて、それぞれの取組の推進に当たり、推進体制の構築や工程管理などの共有を図るため、分野ごとの整理、そして施策の横断的なつながりとしての整理を行います。

そのため、国の基本計画における施策分野（12 の個別施策分野と 5 の横断的分野）の設定を基に、10 の個別施策分野と 4 の横断的分野を設定しました。

個別施策分野		横断的分野	
①	行政機能／防災等	①	リスクコミュニケーション
②	住宅・都市	②	人材育成
③	保健医療・福祉	③	官民連携
④	ライフライン・情報通信	④	老朽化対策
⑤	産業・経済		
⑥	交通・物流		
⑦	農林水産		
⑧	環境		
⑨	国土保全／土地利用		
⑩	伝統・文化		

計画推進の方策

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取組を行うものとします。更には浦添市だけでなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力・調整により取組を進めます。

また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図ります。